

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	1-405
許認可等の種類	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可			
根拠法令条例等・条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項			
許認可等の概要	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対する許可・不許可処分			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)</p> <p>① 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可は、当該行為の内容が当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものについて行うこと。</p> <p>② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項</p> <p>③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令第2条</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	2週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)			